

ISHIDA まちづくり ニュース

第35号(平成19年5月) (株)石田技術コンサルタンツ

交付金によるまちづくりについて

～平成19年度のまちづくり交付金関連の取り組み～

平成16年度からスタートしたまちづくり交付金も今年で4年目を向かえ、活用地区数も千地区を越える勢いで増加しています。

一方で、まちづくり交付金が完了する地区も出始め、事後評価の検証と今後の事業展開の考察が求められています。また、都道府県レベルで活用できる「地域自立・活性化交付金」も創設され、交付金を活用したまちづくりの展開は新しいステージに入ったといえます。

まちづくり交付金の事後評価について

まちづくり交付金評価の手引き(俗称「ぶ厚いマニュアル」)の中から、評価の考え方やポイントを確認します。

1. 成果志向に基づくまちづくりマネジメントとしての事業評価

- 3つの柱
 - (1) 交付期間全体にわたるPDCAサイクルの確立
 - (2) わかりやすさと透明性の確保
 - (3) 市町村の主体的な取り組み
- 4つの実践手法
 - (1) まちづくりの目標と目標を定量化する指標及び数値目標の設定
 - (2) 相乗効果を高める事業構成の工夫
 - (3) 事業成果の検証に基づく「今後のまちづくり方策」の検討
 - (4) 情報公開による透明性の確保

2. 事後評価の手続き

事後評価は、交付金最終年度に実施するものとし、必要に応じて交付金期間後にフォローアップを実施する。なお、事後評価に係る費用(フォローアップを除く)は、まちづくり交付金提案事業として最終年度に位置づけることが可能です。

- (1) 方法書の作成…交付終了年度初頭までに事後評価の実施方法を事前に決めておき、方法書として整理。→国へ提出し適宜助言を受ける。
- (2) 事業の成果及び実施過程の検証…方法書に基づく評価作業の実施およびまちづくり交付金評価委員会の審議の実施。市民への結果公表。
- (3) フォローアップの実施…「見込み」の数値により成果検証を実施した場合など、適切な時期にフォローアップを実施し、実施結果を国へ提出するとともに、住民に公表する。

平成16年度まちづくり交付金活用地区の多くが、平成20年度に事後評価の実施が必要ですが、その準備作業は今年度(平成19年度)から着手すべきです。また、平成20年度に提案事業として事後評価を実施する(事後評価の経費を交付金対象とする)場合は、今年度に都市再生整備計画の見直し(提案事業追加)をする必要があります。

地域自立・活性化交付金について

「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律案」にもとづき、「広域的な経済活動等の基盤整備のための交付金の交付(都道府県)＝地域自立・活性化交付金」が創設されました。

「都道府県版まち交」といえるこの交付金を有効活用して、市町村のまちづくり施策を総合的に捉えた広域的なまちづくりの総合的・重点的实施が望まれます。

■目的

- ・ 人口、経済力等で欧州一国に匹敵し東アジア等との直接の交流を深めつつある地域ブロックの自立・活性化を促進
- ・ アジア地域や国内各地の広域にわたる経済活動等の促進により、地域を活性化
- ・ 民間と連携した地域の発意による自立・活性化戦略に基づき総合的な支援を展開
 - ①広域的な経済活動等に不可欠な公共施設を集中的に整備
 - ②広域的な経済活動等の拠点となる民間の拠点施設整備への支援、都市計画手続きの特例等

■制度概要(地域自立・活性化交付金部分のみ)

- ・ 基本方針を国土交通大臣が作成し、基本方針に基づき都道府県が「広域的地域活性化基盤整備計画」を作成する。(国土交通大臣に提出)
- ・ 広域的地域活性化基盤整備計画に基づく下記事業について地域自立・活性化交付金を活用。
 - ①都道府県が実施する公共施設の整備(ハード)
 - …道路、河川、鉄道、港湾、空港、下水道、都市・住宅、公園
 - ②地域の発意による事業(ソフト)
 - …交付対象事業の活用に関する調査、都市と地方の交流事業など

市町村単位で実施している「まちづくり交付金」との事業連携により、広域的な観光振興、地場産業振興、物流および交流のための交通基盤の充実、広域的生活圏形成のための生活関連施設等の広域的整備などを展開していくことが想定されます。

その際、市町村からの意見・要望や近隣市町等と連携した事業展開の提案などを積極的に実施することにより、市民の身近な生活から広域的な自立・活性化までが有機的に結びついた事業展開が実現できると考えます。

当社は、これまでの「まちづくり交付金」関連のコンサルティング実績をいかした「事後評価」および「今後の交付金活用方針」の検討・策定のお手伝いを積極的に実施していきます。

また、都道府県単位での新しいまちづくりの動き(地域自立・活性化交付金)に対応して、市町村の立場から広域的な事業展開の効果・有効性の提案と事業要望を実施するための技術的支援を実施します。

「まちづくり交付金」を中心とした、交付金によるまちづくりの実施は今後ますます充実、複合化すると予想されます。

より効果的で効率的な事業展開が実現できるよう、当社はこれからもまちづくり手法や効果に関するノウハウを高め、多様なまちづくりニーズに対応していきます。

お問い合わせ・ご意見は、

㈱石田技術コンサルタンツ まちづくり担当

TEL ; 0568-73-1085

FAX ; 0568-73-1091

e-mail ; hasegawa_n@itcnet.co.jp

までお願いします。

当社は、

「頼れる！まちづくりのパートナー」としての

「コミュニティ・コンサルタント」

を目指しています。



株式
会社

石田技術コンサルタンツ